



資料5

令和7年度 第1回在宅医療推進協議会訪問看護部会

【報告 4】

令和7年度 訪問看護相談窓口の相談状況



神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課人材確保グループ

令和7年8月6日

＜訪問看護師支援事業＞ 県委託事業

訪問看護相談窓口を設置し、対象者からの相談を受け付け、相談を実施し、相談内容を記録する。

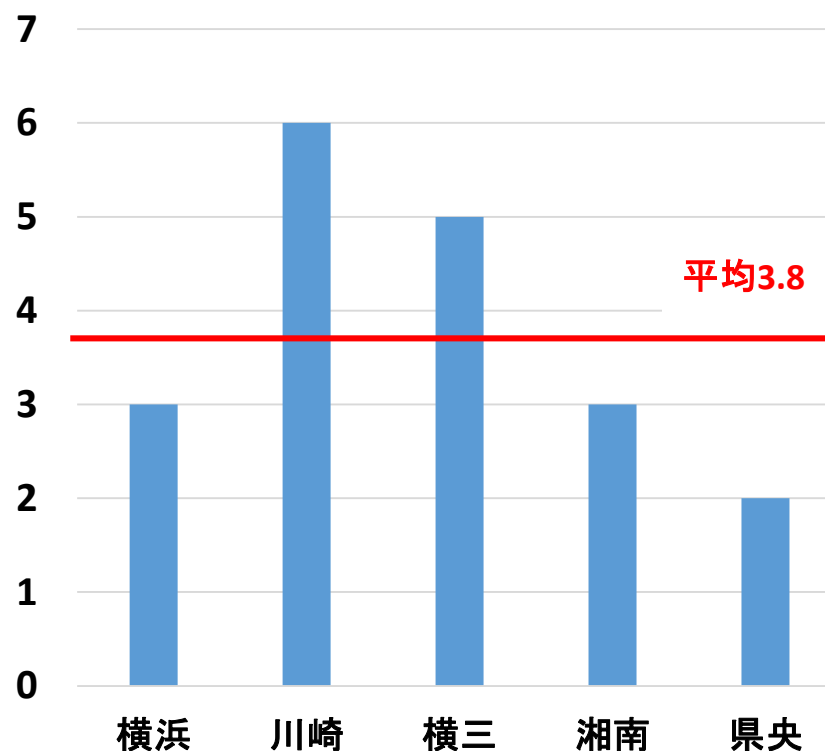
項目	内容
目的	県内訪問看護師等の相談に対応し県内訪問看護ステーション運営の支援
方法	メールでの対応
日時	週2回（火・木）（1日の対応時間は4時間程度）
対象者	県内訪問看護ステーションの管理者、県内訪問看護事業所等に就業する看護職員等
相談内容	訪問看護の制度に関すること、訪問看護サービスに関すること、運営・経営に関すること、就業に関すること等
記録	対応ごとに、相談日時、対応完了日時、相談者の情報（氏名、就業先、職種、連絡先）、相談内容、回答内容を記録
広報	相談窓口の情報及び利用方法について、ホームページ掲載等
対応	ステーション運営や在宅医療に十分な専門的知識を有し、課題解決に導く十分な知見を有している者

相談件数では4月が多く、地域別では川崎や横須賀・三浦地区が多い。

R7	件数
4月	10件
5月	5件
6月	4件
計	19件

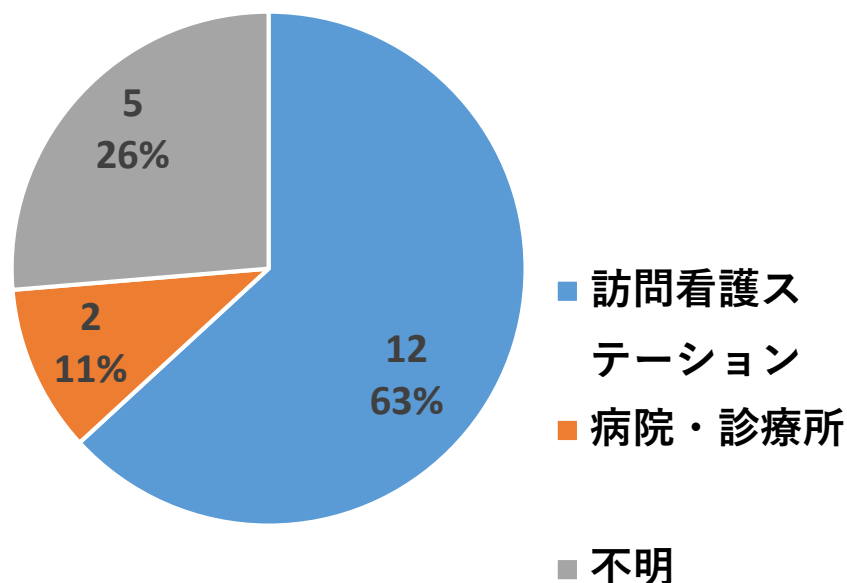
訪問看護相談状況 地域別(4~6月)

n=19

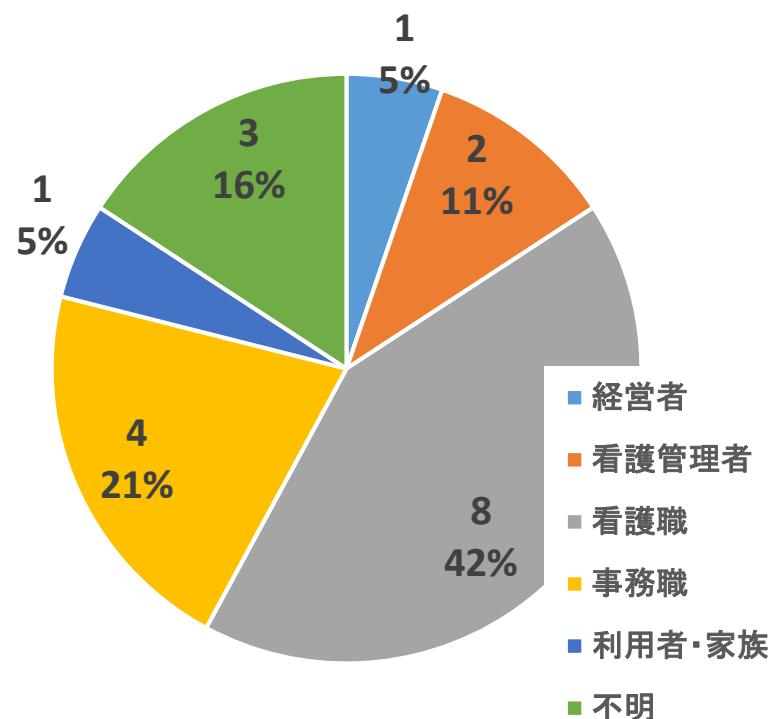


施設種別では、訪問看護ステーションが6割、相談者別では、看護管理者等の看護職が半数を超えている。

訪問看護相談状況 施設種別
(4～6月) n=19

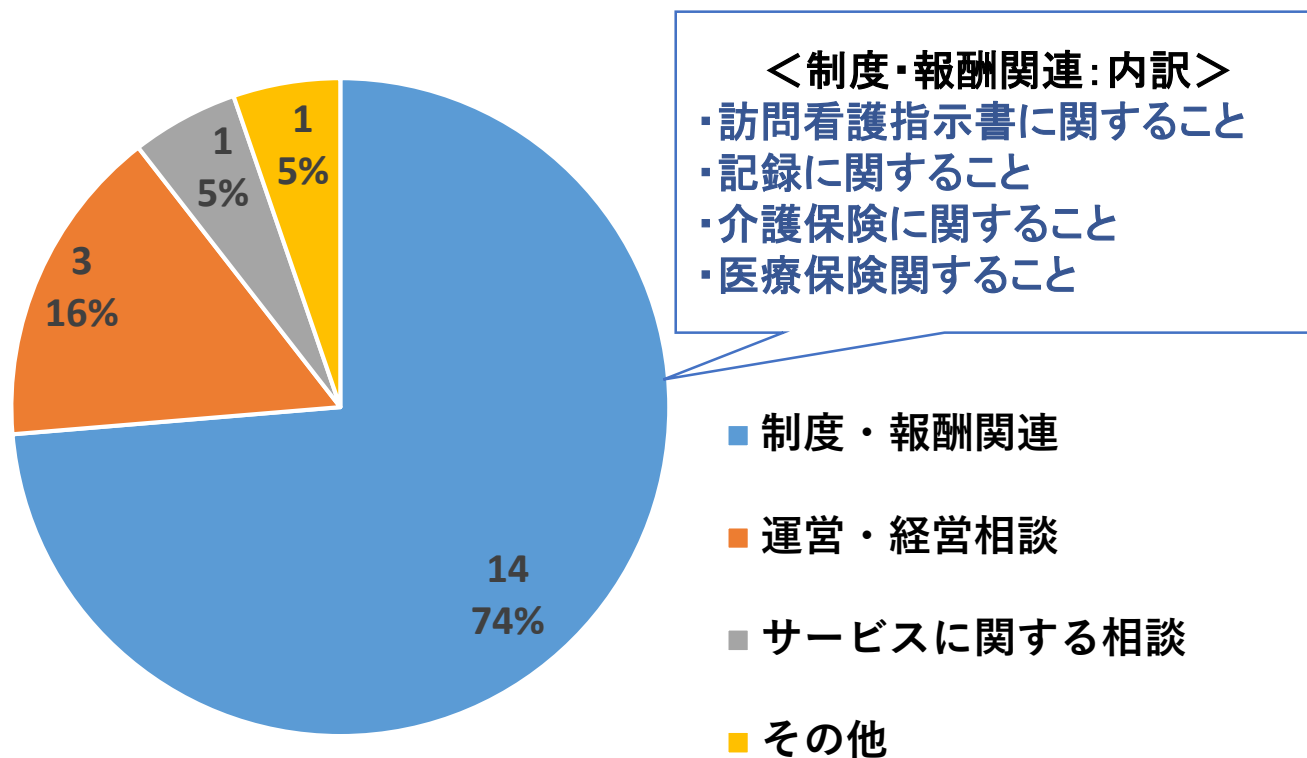


訪問看護相談状況 相談者別
(4～6月) n=19



相談内容は、制度・報酬関連が約3/4を占め、訪問看護指示書や記録、報酬に関する内容が多い。

訪問看護相談状況 相談内容別
(4～6月) n=19

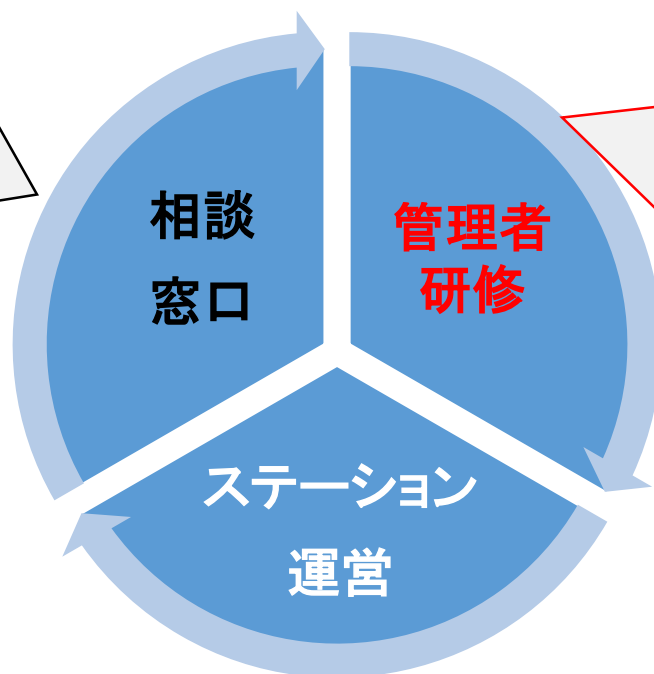


相談窓口の活用意義

管理者研修の効果的活用や**相談窓口**のタイムリーな活用

⇒ 看護管理者等がステーションを円滑に運用できる
訪問看護の質の向上に寄与

・制度・報酬
・サービス・実務
・運営・経営
・就業等
の相談



・報酬
(法・制度・保険)
・管理者とは
(マネジメント・記録・労務環境・多職種)
・ケア提供体制づくり
(チームマネジメント・コミュニケーション)
・持続可能な訪問看護
(経営的視点)
・リスクマネジメント
・意見交換(集合研修)